

公立大学法人長野県立大学 令和2（2020）年度計画

中 期 計 画		令和2（2020）年度計画
第1 中期計画の期間		
平成30（2018）年4月1日から平成36（2024）年3月31日までの6年間		
第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 教育	<p>(1) 人材育成の方向</p> <p>ア a 総合教育科目の全てにおいて、授業にディスカッションやディベートを含むようにして、学生が主体的に授業に参加できるようにする。 【毎年度】</p> <p>ア b プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、課題発見・解決能力等の社会人として求められる実践的な能力を、学生一人ひとりに合わせて効果的に向上させることができるよう、1年次通年必修の「発信力ゼミ」を1クラス学生16人程度（全15クラス）の少人数クラスにより行う。 【毎年度】</p> <p>ア c 英語における「読む・聞く・書く・話す」という4技能を身に付けることができるよう、本学の学生に合うよう独自に構築した1年次・2年次必修の英語の授業（英語集中プログラム）を1クラス学生25人程度（全10クラス）の少人数クラスにより行う。 【毎年度】</p> <p>ア d グローバルマネジメント学科は、学生が経営学を根幹に、ビジョン実現のため、グローバルな視野で組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）について、公表するとともに、学生等に対し周知を図る。 大学で学ぶ意義や自分の将来像について新入生が自ら考え、4年間の目標設定をする機会として、学長との個別面談を実施する。 総合教育科目の全てにおいて、授業にディスカッション、ディベート等を含むようにして、学生が主体的に授業に参加できるようにする。 1年次通年必修の「発信力ゼミ」を1クラス学生16人程度（全15クラス）の少人数クラスにより行う 3年次にグローバル化した現代世界を複眼的に捉えるための教養を形成する「グローバル教養ゼミ」を開講する。専攻分野とは異なる領域について、幅広くかつ深い学びの機会を提供する。 必修の英語の授業（英語集中プログラム）を、各学生の英語力を勘案して1クラス学生25人程度（全10クラス）の少人数クラスにより行う。 各学科において、学生の興味・関心、将来の進路等に応じた丁寧な履修指導等を行う。

		<p>等を動かすマネジメント力を持ったリーダーへと育つよう、自らの課題意識に応じて3つのコースから選択できるカリキュラムとするとともに、主体的・専門的な学びを促す専門ゼミを実施する。</p> <p>【専門ゼミ：31（2019）年度以降毎年度】</p> <p>※3つのコース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業経営のマネジメント力等を養成する「グローバル・ビジネスコース」 ・新たな事業を立ち上げる構想力や実践力を養成する「企（起）業家コース」 ・地域課題を解決するための企画立案力や実践力を養成する「公共経営コース」 <p>ア e 食健康学科は、学生がリーダーとなり得る実践力を備えた管理栄養士へと育つよう、世界基準である500時間の臨地実習を設け、積極的な履修を促すとともに、栄養管理マネジメントの能力を総合的に養う。</p> <p>【臨地実習：31（2019）年度以降毎年度】</p> <p>ア f こども学科は、一人ひとりの学生がその適性を生かし、将来の保育・幼児教育のリーダーとなり得る教育力・実践力を備えた保育者へと育つよう、少人数専門ゼミを実施し、保育臨床と往還する専門教育を実践する。</p> <p>【専門ゼミ：31（2019）年度以降毎年度】</p> <p>イ a 海外において、実践的な英語力、グローバルな視野、逞しさなどを身に付けることができるよう、2年次の海外プログラム参加率について100%をめざす。</p> <p>【31（2019）年度以降毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルマネジメント学科は、学生が選択したコースで自らの課題意識や将来の進路等に応じた学びができるよう指導を行うとともに、2年次以降開講のゼミナールで、自らの関心のある分野について主体的な学びを促す。 ・ 食健康学科は2・3年次に臨地実習を設定し、世界標準500時間の実習を実施する。実践活動の場において、科学的根拠に基づいた栄養管理マネジメントができる能力をかん養するとともに、管理栄養士の自覚と役割について理解を深める。 ・ こども学科は、2・3年次にこども学ゼミを開講し、一人ひとりの学生にきめ細かな専門指導を行う。加えて、2年次は国内幼稚園実習を、3年次は保育所実習及び施設実習を実施し、将来の保育・幼児教育のリーダーに必要な教育力・実践力を養う。 ・ 1年次の学生には、2年次の海外プログラムに向けた継続的な意識付けが行えるよう、情報提供と併せ事前学習を実施する。 ・ 2年次の学生には、ゼミ単位又は研修先単位及び学科ごとのより具体的な事前学習を実施する。（海外プログラムを実施する場合）海外プログラム参加率100%をめざし、帰国後は現地での経験を踏まえた事後学習を実施する。
--	--	---	--

	<p>イ b 学生の英語力について、2年次修了時まで全学生がTOEIC600点以上となることを最低到達目標とするとともに、更なる向上を支援し、平均点700点以上をめざす。 【31 (2019) 年度以降毎年度】</p> <p>イ c 入学時、1年次修了時、2年次修了時において、英語の外部試験を実施して学修に対するモチベーションを高めるとともに、その習熟度を測定し、結果を検証しつつ大学全体の結果について公表する。 【試験実施：毎年度】 【結果公表：31 (2019) 年度分から毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外プログラム参加の事前準備として、報告国及び研修先大学等の包括的な情報収集に資する資料を収集・提供する。 CALLシステムも利用しながら、全学生に対して、英語運用能力を高める科目と英語コミュニケーション能力を高める科目とを組み合わせ、週4回授業を行うことにより、英語力をバランスよく向上させる。 3年次以降の学生を対象とした科目を新たに開講し、英語力をさらに向上させる。具体的には、高度な英語力と、世界の文化・社会に関する教養を同時にかん養する講義科目など、発展的な英語科目を選択科目として開講する。 言語教育センターにおいて、図書館とも連携し、管理している外国語学習用教材の充実を図るとともに、学生の英語運用能力を向上させるイベントを開催する。 学生の英語力について、2年次修了時まで全学生がTOEIC600点以上となることを最低到達目標とするとともに、更なる向上を促し、平均点700点以上をめざす。 英語の授業を効果的に行うため、入学前のプレースメントテストの結果を用いてクラス分けを行うとともに、入学時と1年次修了時、2年次修了時において外部試験を実施する。また、その習熟度を測定し、結果を検証しつつ大学全体の結果について公表する。
(2) 入学者の受入れ	<p>ア a 本学にふさわしい意欲ある学生を確保するため、ホームページ等のもとより、県内高校等での説明会、模擬授業、オープンキャンパス等の積極的な広報活動を展開していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な広報活動を展開していくため、ホームページのリニューアルを行う。ホームページや大学案内等で、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）をはじめ、教員、学生生活、イベント等に関する魅力ある情報を発信する。

	<p>【毎年度】</p> <p>ア b 平成32（2020）年度からの大学入学者選抜改革に対応するとともに、その間までの志願者・入学者の状況を検証し、県民枠の設定、試験科目その他入学者選抜方法等について検討し、最適なものとする。</p> <p>【32（2020）年度以降の入学者から毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報の基本的な方針に基づき、積極的、かつ、効果的に、高校訪問、模擬授業、進路指導教員向け説明会等の開催、オープンキャンパス、進学相談会、ウェブ広告等の広報活動を実施する。 ・ 2021年度入試から実施する大学入学者選抜改革に適切に対応する。また、これまでの入学者選抜の状況を検証し、2021年度以降の入学者選抜方法の改善に向け検討していく。
	<p>イ a 編入学の実施学科、募集人員の規模、入学者選抜方法等について検討し、平成34（2022）年度の編入学実施の方向で対応を進める。</p> <p>【検討：32（2020）年度を目途に】</p> <p>イ b 単位互換について、対象科目等について検討し、平成33（2021）年度までに実施の方向で他大学との協議等を進める。</p> <p>【検討：32（2020）年度を目途に】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 編入学の実施学科、募集人員の規模、入学者選抜方法等について検討し、2022年度の編入学試験募集要項を作成する。 ・ 単位互換の対象科目等について検討し、他大学との協議等を開始し、単位互換制度の構築について、検討を進める。
<p>(3) 教育の質の向上等</p>	<p>ア a 成績評価にG P A（成績評価値）を用いて、学修成果を可視化して学修に対するモチベーションを高めるとともに、その分布の検証と適正化を行い、その結果を授業内容、方法等の改善につなげる。</p> <p>【毎年度】</p> <p>ア b 予習・復習の内容について、学務システム等を用いて学生に周知するとともに、少人数教育を基本とした学生と教員との距離が近い教育を行い、活発なディスカッションにつなげて授業理解の深化を図る。</p> <p>【毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価にG P A（成績評価値）を用いて、学修成果を可視化する。また、全学、各学部・学科において、その分布の検証や課題の整理を行い、その結果を授業内容、方法等の改善につなげる。 ・ 予習・復習等について、シラバスに具体的に記載し、学務システム等を用いて学生に積極的に周知する。また、学務システムが、参考文献の提示や資料配布、レポート・課題提出等、教員と学生をつなぐ重要なツールとして積極的かつ効果的に活用されるよう促進する。 ・ 授業にディスカッション、ディベート等を含めることにより、学

		生の学びの意識を高め、授業理解の深化を図る。
	<p>イ a グローバルな社会で活躍できるための教養教育と専門教育について、本学のめざす人材育成に適したカリキュラムとなっているか検証し、必要に応じ、科目の追加等、最適なカリキュラムへの変更を行う。 【検証：33（2021）年度】 【変更：検証結果や変更結果を踏まえ、34（2022）年度以降毎年度】</p> <p>イ b 大学院については、設置に向けた具体的な計画を検討し、検討結果について県に提案する。 【提案：32（2020）年度中】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学院設置基本構想を県に提案する。
	<p>ウ a F D 研修に毎年度 1 回以上参加する教員の割合について100%をめざすとともに、学生による授業評価を導入し、その結果を授業の改善につなげるよう取り組む。 【毎年度】</p> <p>ウ b 教員が相互に授業参観を行い、自らの授業の内容・方法の改善に役立てるようにする。特に「発信力ゼミ」など毎年度、担当教員が交代する可能性がある科目については、授業参観の実施とともに、年度末に、授業成果について教員間で意見交換を行う。 【毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> F D ・ S D 委員会を開催し、教育の質の向上という観点から、F D 研修の内容を検討する。研修計画を作成・周知の上、F D 研修を実施し、毎年度 1 回以上参加する教員の割合について100%をめざす。 学生に対する授業改善アンケートについて、内容や実施時期、公表方法等を検討の上実施し、その結果を授業の改善につなげるよう取り組む。 F D 研修の一環として、教員が相互に授業参観を行い、自らの授業の内容・方法の改善に役立てるようにする。「発信力ゼミ」については、教員間で優れた授業のノウハウを共有するとともに、年度末に、授業成果や翌年度の授業計画等について教員間で意見交換を行う。
(4) 学生への支援	<p>ア a 象山寮において、豊かな人間性、主体性、社会性、コミュニケーション能力等を身に付けられるよう、教員、地域の方などと語り合う「象山未来塾」等の学修プログラムへの参加を寮生に促す。 【毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 年次全寮制の成果を高めるため、寮生の生活、学修等の基本方針に基づき、寮監等が学生サポートセンター、管理人等と連携して生活、学修指導等を行う体制を取る。 「象山未来塾」について、寮生が多彩なゲストと語り合い、イノ

	<p>ア b 象山寮において、寮生が自主的に協調して生活・活動できるよう、上級生がレジデント・アシスタントとなり支援する体制を執る。 【31 (2019) 年度以降毎年度】</p> <p>ア c 学生の地域との連携・交流につながる取組をソーシャル・イノベーション創出センターやキャリアセンターにおいて推進する。 【32 (2020) 年度以降毎年度】</p>	<p>バージョンの考え方に触れ、自身のキャリア（生き方）と向き合える内容・プログラムを検討し、寮生の主体的な参加を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 寮生の自立的な生活ルールを定め実行していくため、ユニットリーダー会議を開催し、寮生が「象山未来塾」、社会貢献活動を行うサービスラーニング等の学修プログラムへ参加するよう促す。 上級生がレジデント・アシスタントとなり、担当ユニットを受け持ち生活面の支援を行うほか、学修サポート、交流サポート、留学生サポートをチーム制で担当し、1年生を学修面や生活面で支援する。 地域と連携して取り組む事業等のうち学生の関与が可能で学生の教育に資すると考えられるものについては、積極的に学生を関与させるよう努める。
	<p>イ a 就学困難な学生のための授業料減免の実施や奨学制度の構築を進めるとともに、金融機関と連携して海外プログラムに係る支援を実施していく。 【実施：毎年度】 【奨学制度の構築：30 (2018) 年度】</p> <p>イ b 安心して学生生活を過ごせるよう、学生の健康診断受診率について100%をめざすとともに、学生サポートセンターにおいて、きめ細かに学生の健康・メンタル、学修等の相談に応じる。 【毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就学困難な学生を支援するための授業料減免や奨学制度について、国の学修支援新制度に基づく支援を着実に実施するほか、新たに私費外国人留学生に対する奨学制度を構築する。また、金融機関と連携して海外プログラムに係る支援を実施していく。 学生の健康診断受診率について100%をめざすとともに、学生サポートセンターにおいて、きめ細かに学生の健康・メンタル、学修等の相談に応じる。 大学食堂の事業者と連携し、学生の適切な食生活に配慮して、朝食・昼食の提供を行う。
	<p>ウ a 就職、進学等に向け、資格取得に必要な学修支援、個別指導、社会的自立に必要な論理的思考力、コミュニケーション能力など汎用的な能力の養成を行うとともに、キャリアセンターにおいて、インターンシップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学生の多様性を踏まえ、キャリア支援行事や発信力ゼミ、インターンシップなどの機会を活用し、学生が進路を主体的に選択するためのキャリア形成支援や就職活動支援に取り組む。

	<p>の実施などキャリア形成や就職活動の支援に取り組み、就職希望者については就職率100%をめざす。 【インターンシップ：32（2020）年度以降毎年度】 【就職率：33（2021）年度以降毎年度】</p> <p>ウ b グローバルマネジメント学科の学生について、選択したコースに応じた専門性を生かした進路選択やインターンシップなど社会と関わる経験を通して、身に付けたグローバルな視野とリーダーシップを生かして、製造業、サービス業、金融機関等への就職、起業・創業、家業の承継、行政機関、公共的団体等への就職等へとつながるキャリア支援を行う。 【インターンシップ：32（2020）年度以降毎年度】</p> <p>ウ c 食健康学科の学生について、保健所、病院、福祉施設、給食施設等の臨地実習など社会と関わる経験を通して、様々な分野で、人々の健康やQOL（生活の質）の向上に寄与する食を通じた健康のプロフェッショナルへとつながるキャリア支援を行う。管理栄養士の国家試験合格率については、100%をめざす。 【合格率：33（2021）年度以降毎年度】</p> <p>ウ d こども学科の学生について、保育所、幼稚園等の保育臨床経験など社会と関わる経験を通して、専門ゼミなどにより、こどもの成長・発達をめぐる現代的な課題や保育者の多様な役割について理解し、保育士、幼稚園教諭等の教育や子育てに関わる専門職へとつながるキャリア支援を行う。 【専門ゼミ：31（2019）年度以降毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コースの専門性を活かした進路選択を可能にするための、多様な機会を創出し、学生が進路を主体的に選択するためのキャリア・就職支援を行う。 ・ 単位認定する選択必修科目のインターンシップを適切に実施する。 ・ 学科の専門性を活かした進路選択を可能にするよう、多様な機会を創出し、学生が進路を主体的に選択するためのキャリア・就職支援を行う。 ・ 食健康学科は2・3年次に臨地実習を設定し、世界標準 500 時間の実習を実施する。実践活動の場において、科学的根拠に基づいた栄養管理マネジメントができる能力をかん養するとともに、管理栄養士の自覚と役割について理解を深める。 ・ 学科の専門性を活かした進路選択を可能にするよう、多様な機会を創出し、学生が進路を主体的に選択するためのキャリア・就職支援を行う。 ・ こども学科は、2・3年次にこども学ゼミを開講し、一人ひとりの学生にきめ細かな専門指導を行う。加えて、2年次は国内幼稚園実習を、3年次は保育所実習及び施設実習を実施し、将来の保育・幼児教育のリーダーに必要な教育力・実践力を養う。
--	---	--

2 研究	(1) 特色ある研究の推進	<p>ア 地域課題の解決に資するよう、本学として重点的に取り組むべき研究について、テーマの明確化を図るとともに、研究費の学内配分等を工夫して推進する。 【毎年度】</p> <p>イ 複雑化・多様化する課題に対応するため、学問領域を越えた研究や他大学等との共同研究に積極的に取り組む。 【毎年度】</p> <p>ウ 研究成果を地域に還元するため、学会、学術誌等における発表に加えて、県民にとって具体的でわかりやすい形で情報発信をするとともに、長野県に関わる資料の収集・充実に努める。 【毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題の解決に資するよう、本学として重点的に取り組むべき研究について、テーマの明確化を図るとともに、研究費の学内配分等を工夫して推進する。 ・ 複雑化・多様化する課題に対応するため、学問領域を越えた研究や他大学等との共同研究に積極的に取り組む。 ・ 学会、学術誌等における発表に加えて、県民に向けた研究発表・講演、ホームページなどにおいて、具体的でわかりやすい形の情報発信をする。 ・ 長野県に関わる資料を随時収集する。
	(2) 研究費の確保	<p>ア 科研費に係る教員の申請率について、継続者を除いて毎年度80%以上をめざすとともに、申請手続、金銭管理等に関する支援体制を執る。併せて、積極的な応募と獲得を促進するためのインセンティブ等のあり方について検討し、実施していく。 【毎年度】</p> <p>イ ソーシャル・イノベーション創出センターが窓口となり、共同研究、受託研究等を積極的に推進する。 【毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学研究費補助金に係る教員の申請率について、継続者を除いて毎年度80%以上をめざすとともに、申請手続、金銭管理等に関する支援体制を執る。併せて、科研費申請と特別研究費配分の関係を検討するなど、申請の促進策について検討し、実施していく。 ・ 外部から本学との共同研究、受託研究等を希望する旨の連絡をソーシャル・イノベーション創出センターが窓口として受けた場合には、それぞれの担当部署に迅速に情報を提供し、本学としての積極的な共同研究、受託研究等の推進につなげる。
3 地域貢献	(1) 産学官連携	<p>ア 地域課題を解決し、地域イノベーションを実現するよう、本学が中核となり、企業、大学、県・市町村、金融機関等が互いの長所を生かし新たな展開につなげる取組を推進する。 【毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学が中核となり、企業、大学、県・市町村、金融機関、ソーシャル・イノベーション創出センターアドバイザー・メンバー及び地域コーディネーター等と連携し、互いの長所を生かし新たな展開につなげる具体的な取組を行う。 ・ SDGs（持続可能な開発目標）を切り口とした事業者支援を

		<p>イ 寄付講座の受入れにつながるよう企業等との関係づくりを進める。 【毎年度】</p>	<p>企業、県、市町村、金融機関、産業支援機関等と連携して推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄付講座の受入れにつながるよう、互いのメリットとなるような企業等との息の長い関係づくりを進める。
	(2) 地域連携	<p>ア ソーシャル・イノベーション創出センターを窓口、地域の人的・物的資源を再発見して事業創造に結び付ける取組、健康長寿日本一を推進する取組等と連携し、事業者・創業者等の支援、各種審議会への教員派遣による助言等を行う。 【毎年度】</p> <p>イ 地域に開かれた大学として、ソーシャル・イノベーション創出センターを窓口、県・市町村、県内教育機関等との連携に取り組み、多様な学習の場への教員派遣、「象山未来塾」等を実施するとともに、免許資格のための講習等を実施する。 【毎年度】</p> <p>ウ 地域との関係づくりを進める中で、地域の状況に適した連携の形態等を検討し、サテライト拠点の具体化に向けて地域との協議を進める。 【検討・協議：32（2020）年度を目途に】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャル・イノベーション創出センターを窓口、地域の取組等と連携し、アドバイザー・メンバーの知見を活かした事業者・創業者等の支援、ソーシャル・イノベーション塾の開催等を行う。また、各種審議会への教員派遣による助言等を行う。 地域連携の一環において、学生が社会貢献活動に参加する機会を設け、参加を促す。 ソーシャル・イノベーション創出センターを窓口、県・市町村、県内教育機関等との連携に取り組み、多様な学びの場への教職員派遣、公開講座等を実施する。 「象山未来塾」について、寮生が多彩なゲストと語り合い、イノベーションの考え方に触れ、自身のキャリア（生き方）と向き合える内容・プログラムを検討し、寮生の主体的な参加を促す。 地域コーディネーターと連携して地域との関係づくりを進める中で、各地域の状況に適した個別具体的な連携の形態を検討する。また、コワーキングスペース等とも積極的に必要な連携を図る。
4 国際交流		<p>ア 海外プログラムの研修先について、6か国7校を維持するとともに、さらに適した研修先の追加も視野に、海外の大学に研修の可能性について提案していく。 【維持：31（2019）年度以降毎年度】</p> <p>イ グローバルセンターにおいて、海外の大学との交流協</p>	<ul style="list-style-type: none"> （海外プログラムを実施する場合）海外プログラム実施後の研修先及び教員・学生による感想や意見を元に、次年度に向けた改善等の調整を必要に応じて行う。同時に将来的な研修先追加を視野に入れた新規開拓も実施する。 海外の大学との交流協定・交換留学協定に基づき、学生の派遣

		<p>定・交換留学協定の締結を進め、海外からの留学生の受入れや地域との交流、海外への長期留学等について支援するとともに、教職員の交流も実施していく。</p> <p>【締結：31（2019）年度を目途に】</p>	<p>を開始し、受入体制を整える。また、協定先の拡大に向けた海外へのアプローチを継続的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> • EJU（日本留学試験）のほか、JPUE（日本大学連合学力試験）を活用した私費外国人留学生選抜を実施し、入学者獲得を目指す。 • 留学生の獲得、海外大学との提携等のために、海外向けの広報を実施する。 • 海外からの留学生が、日本について学びを深めることが出来るよう、それに適した資料を収集する。
第3 業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置			
1 運営体制の構築	<p>ア 理事長と学長とを別に設ける組織の利点を生かし、理事長は法人経営の中心としてリーダーシップを、学長は教育研究の責任者としてリーダーシップを発揮して迅速な意思決定を行うとともに、理事長、学長、学部長等で構成し週1回程度開催する大学運営会議において、双方の意思決定の補助と意見の調整を行う。</p> <p>【毎年度】</p> <p>イ 理事会、経営審議会、教育研究審議会が明確な役割分担のもと、それぞれの権限に基づき、適切に大学運営を行う。</p> <p>【毎年度】</p> <p>ウ 適正な大学運営を確保するため、監事による監査結果と県による監査結果、さらに、それらの大学運営への反映状況を公表する。</p> <p>【31（2019）年度以降毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 理事長は法人経営の中心としてリーダーシップを、学長は教育研究の責任者としてリーダーシップを発揮して迅速な意思決定を行うとともに、大学運営会議において、双方の意思決定の補助と意見の調整を行う。 • 理事会、経営審議会、教育研究審議会が明確な役割分担のもと、それぞれの権限に基づき審議・決定を行い、適切に大学運営を行う。 • 各種学内会議の開催回数や開催方法について、より効果的・効率的となるよう年度内であっても必要に応じて見直す。 • 適正な大学運営を確保するため、監事が積極的に理事会に出席する。 • 監事や県による前年度の監査結果と、その大学運営への反映状 	

			況を公表する。
2 組織・人事運営	(1) 研修及び人事評価	ア SD研修に毎年度1回以上参加する職員の割合について100%をめざす。 【毎年度】 イ 教職員の能力と実績を適正に評価し、処遇に反映できる制度の運用とその検証を進める。 【毎年度】	<ul style="list-style-type: none"> FD・SD委員会を開催し、職員の資質向上という観点から、SD研修の内容を検討する。研修計画を作成・周知の上、SD研修を実施し、毎年度1回以上参加する職員の割合について100%をめざす。 教職員の業績評価制度を適切に運用するとともに、その結果を検証し改善を進める。
	(2) 職員の確保	専門分野に精通した職員を確保し、機能強化を進めるため、採用方針等を策定し、法人固有の職員の確保に取り組む。 【方針等の策定：30（2018）年度】	<ul style="list-style-type: none"> 採用方針に基づき、専門分野に精通した職員を確保し、機能強化を進めるとともに、法人固有の職員の育成に取り組む。 業務量等を考慮し、年度内であっても必要に応じて職員の配置や分担等を見直す。
第4 財務内容に関する目標を達成するためとるべき措置			
1 自主財源の増加		外部研究資金、受託研究、寄附金等の獲得、教員免許状更新講習の実施など自主財源の増加をめざす。 【毎年度】	<ul style="list-style-type: none"> 外部研究資金、受託研究、寄附金等の獲得、教員免許状更新講習の実施など自主財源の増加をめざす。
2 経費の節減及び資産の管理運用		事務処理方法等を工夫し、経費の節減をめざすとともに、他団体からの出資を受ける場合には、その出資金について安定性・確実性を考慮した管理運用を図る。 【毎年度】	<ul style="list-style-type: none"> 教職員のコスト意識の向上に努めるとともに、事務処理方法等を工夫し、経費の節減を目指す。 長野市からの出資金及び積立金等の余裕金について、安定性・確実性を考慮した管理運用を図る。
第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置			
1 自己点検・評価の実施		自己点検・評価を定期的実施し、その結果を公表するとともに、教育研究活動や業務運営の改善に活用する。 【31（2019）年度以降毎年度】	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検委員会を開催し、2019年度の業務実績報告書の項目について、評価基準に基づき自己点検・評価を行い、その結果を公表する。また、2020年度計画の進捗状況について、評価基準に基づき中間時点での自己点検・評価を行い、業務運営の改善に活用する。
2 積極的な情報発信		教育研究活動の状況についての情報の公表はもとより、特色ある教育、研究、地域貢献等の活動についてわかりやすい形で発信を行い、併せて、本学の知名度やブ	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な情報発信を推進するため、ホームページのリニューアルを行う。また、ホームページを中心として、教育研究活動や地域貢献活動、法人運営等の情報をわかりやすい形で発信する。

		<p>ランド・イメージの上昇に寄与する広報活動を推進する。 【毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報の基本的な方針に基づき、進学情報誌等が提供（公表）したデータを分析し、知名度やブランド・イメージの上昇に寄与する広報活動を展開していく。
第6 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置			
1 施設設備の整備、活用等		<p>図書館（三輪キャンパス）、講義室（後町キャンパス）等について県民が活用できる態勢を整えるとともに、学修支援に資するICT環境、その他の施設設備の維持管理を適切に行う。 【毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館、大学食堂について、県民が利用しやすい環境づくりに努める。また、アリーナ（三輪キャンパス）、講義室、ミーティングルーム（後町キャンパス）等の貸付けについて、固定資産貸付要綱に基づき適切に運用を行う。 ・ 学内の学修支援に資するICT環境、Wi-Fi環境その他の施設整備の維持管理を適切に行う。 ・ メディアプラザにおいて、学生が語学学修に専念できる環境を維持するとともに、PC・CALL教室を開放し、学生がパソコンを使用し自主的に学修することができるようにする。
2 安全管理		<p>ア 学生と教職員のキャンパスにおける安全確保や健康保持に取り組み、良好な教育・職場環境の維持を図る。 【毎年度】</p> <p>イ 象山寮のセキュリティ対策や管理人によるサポート態勢により、寮生が安心して生活できる状況を確保する。 【毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生と教職員のキャンパスにおける安全・衛生管理について周知するとともに、重大リスク事案が発生した際には、危機管理マニュアルに基づき適切に対応する。また、衛生委員会を開催し、教職員の健康保持の推進に取り組む。 ・ 教職員の健康診断の受診を徹底する。 ・ 学生・教職員が通学・通勤時の交通安全について意識を高めるよう、ガイダンスなどで周知を図る。 ・ 安全安心な寮生活を守るため、危機管理体制を整えるとともに、両キャンパスにおける防災訓練を実施する。 ・ 寮生活に備え、麻しん・風しんの予防接種を推奨するとともに、象山寮のセキュリティ対策や管理人によるサポート態勢を維持す

		<p>ウ 海外プログラムによる研修中の事故等のリスクに備え、危機管理マニュアルの策定をはじめ、事前の準備を含めて危機管理態勢を整える。</p> <p>【事前準備：30（2018）年度中】</p> <p>【研修中の対応：31（2019）年度以降毎年度】</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> （海外プログラムを実施する場合）危機管理マニュアルに基づき、海外プログラムによる研修中の事故等のリスクに備える。また、2020年度の派遣の結果を踏まえ、改善点等の検討を行い、危機管理マニュアルに順次反映させていく。
3 法令遵守等		<p>長野県個人情報保護条例や長野県情報公開条例に基づき、適切な情報管理を行うとともに、ハラスメント防止、研究活動上の不正防止等健全かつ適正な大学運営に取り組む。</p> <p>【毎年度】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティに関する教職員の意識を高め、長野県個人情報保護条例や長野県情報公開条例に基づく適正な情報管理等を行う。 学内の様々なハラスメントの防止に向けて教職員向けの研修を行うとともに、ハラスメント相談員や相談体制について学生・教職員に広く周知していく。 ワークライフバランス・男女共同参画推進のため、教職員の意識啓発を図る。また、働き方改革の実現に向け、職場環境の改善、年次休暇の取得促進等に取り組む。 職員倫理規程等の順守について意識啓発を図るなど、研究活動上の不正防止等に取り組む。 環境方針を学内に周知して、省エネルギーや環境保全活動等に取り組む。

(目標値再掲)

内 容	中期計画の目標値		令和2（2020）年度計画の目標値
	【毎年度】	第2 1(1)ア b	
発信力ゼミ1クラス学生数	16人程度		16人程度
英語集中プログラム1クラス学生数	25人程度	第2 1(1)ア c	25人程度

海外プログラム参加率	【31(2019)年度以降毎年度】 100%	第2 1(1)イ a	100%
2年次修了時までのTOEIC点数	【31(2019)年度以降毎年度】 全学生600点以上 平均点700点以上	第2 1(1)イ b	全学生600点以上 平均点700点以上
F D研修に毎年度1回以上参加する 教員の割合	【毎年度】100%	第2 1(3)ウ a	100%
学生の健康診断受診率	【毎年度】100%	第2 1(4)イ b	100%
就職希望者の就職率	【33(2021)年度以降毎年度】 100%	第2 1(4)ウ a	—
管理栄養士の国家試験合格率	【33(2021)年度以降毎年度】 100%	第2 1(4)ウ c	—
科学研究費補助金の申請率	【毎年度】80%以上	第2 2(2)ア	80%以上
海外プログラムの研修先	【31(2019)年度以降毎年度】 6カ国7校を維持	第2 4 ア	6カ国7校を維持
S D研修に毎年度1回以上参加する 職員の割合	【毎年度】100%	第3 2(1)ア	100%

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

令和2（2020）年度

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1, 0 4 5
授業料等減免交付金	4 3
自己収入	5 2 6
授業料等収入	4 5 0
その他収入	7 6
受託研究等収入	0
施設整備補助金	0
目的積立金取崩収入	1 9
計	1, 6 3 3
支出	
業務費	1, 6 1 8
教育研究経費	3 1 6
人件費	1, 1 0 6
一般管理費	1 9 6
受託研究等経費	0
施設整備費	1 5
計	1, 6 3 3

2 収支計画

令和2（2020）年度

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	1, 7 2 7
経常費用	1, 7 2 7
業務費	1, 4 0 0
教育研究経費	2 9 4
受託研究等経費	0
人件費	1, 1 0 6
一般管理費	1 8 4
減価償却費	1 4 3

臨時損失	0
収入の部	1,727
經常収益	1,723
運営費交付金収益	1,028
授業料等減免交付金収益	43
授業料等収益	489
受託研究等収益	0
資産見返負債戻入	87
雑益	76
臨時利益	0
目的積立金取崩額	4
純利益	0

3 資金計画

令和2（2020）年度

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	2,434
業務活動による支出	1,545
投資活動による支出	32
財務活動による支出	56
翌年度への繰越金	801
資金収入	2,434
業務活動による収入	1,614
運営費交付金収入	1,045
授業料等減免交付金収入	43
授業料等収入	450
受託研究等収入	0
その他収入	76
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	820

第8 短期借入金の限度額

- 1 限度額
2億円
- 2 想定される短期借入金の発生理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

第9 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第10 第9の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第12 その他

1 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設及び設備の整備内容	予定額	財源
北棟ゼミ室改修工事	15	目的積立金

2 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

なし

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし